

東京弁護士会 期成会

2009年度 私たちの政策

発行人
東京弁護士会 期成会
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6
小谷ビル4F
日比谷シティ法律事務所内
☎ 03-3580-6103 FAX 03-3530-6104
発行責任者 代表幹事 前田 茂
政策委員長 小林 七郎

はじめに

1年あまりの間に、安倍政権・福田政権と立て続けに政権放棄が続き、福田政権の後を受けて誕生した麻生政権のもとでも政治的混迷が深まっている。経済的にも、アメリカのサブプライムローンに端を発した金融危機は止まるところを知らず、世界各国の国民経済を脅かしている。

政治的にも経済的にも明らかに混迷した時代に突入し、社会的にも貧困と格差が拡大し、さまざまな「偽装」など多くの不正義の横行も明らかになっている。

昨年8月の富山人権大会では、「労働と貧困ワーキングプア～人間らしく働き生活する権利の確立をめざして」と題したシンポジウムがおこなわれたが、今日、非正規雇用労働者をはじめとして雇用そのものが危機的状況にあり、まさに、生存権そのものが脅かされている状況にある。

このような状況だからこそ、弁護士と弁護士会が、社会の不正を正し、社会的弱者の基本的人権を擁護するための活動とこのような人々の期待に応えようとするための活動を大いに展開することが求められている。

司法の分野に目を転じれば、今年5月から裁判員裁判がはじまる。主権者である国民が

裁判に参加する積極的意義を改めて確認するとともに、「取調べの全面可視化」をはじめとする刑事手続改革の諸課題に弁護士会全体で取り組むことが必要である。

法曹人口問題、法律扶助をはじめとする司法基盤の充実強化、「憲法と世界人権宣言の基本理念による法の支配を社会の隅々までゆきわたらせる」ことなど司法をめぐる課題は山積している。

東京弁護士会には近年500名近い新規登録弁護士が入会している。

人数が大幅に増えることは、弁護士会に結集する意識を希薄化させることにつながりかねず、弁護士自治を堅持し、弁護士としてのアイデンティティを確保するための取組、若年会員を会に結集させるための意識的な取り組みを格段に強化する必要がある。

現在、約6000名に至り、さらに増大する会員を抱えることになる弁護士会として、その活動の基礎となる会内合意の形成方法についても従来のままでよいのかどうかの検討を開始すべきである。

弁護士と弁護士会が基本的人権を擁護し社会正義実現のための活動をするからこそ、国民の弁護士に対する信頼の基礎である。今後ともこうした活動を続けていくために会員の教習を兼ね、力を合わせて取り組んでいかなければならない。

うに、政府の解釈変更によって、その目的を實現しようとする動きも並行して進んでいると見なければならない。

2. 日弁連人権擁護大会と富山宣言

日弁連は、2008年10月、富山で開かれた第51回人権擁護大会において、「憲法改正問題と人権・平和のゆくえ」と題したシンポジウムを開催すると共に、翌日の大会では、「平和的生存権と憲法9条の今日的意義を確認する宣言」を採択した。

シンポジウムでは、アフガニスタンやイラクの民衆の人権が奪われている状況や、「テロとの戦争」を行うアメリカ国内でも様々な人権問題が発生している状況等についての報告を受け、人権を真に保障するためには報復が欠かせないことを学び、また、国際貢献とはどうあるべきかについて考えさせられた。

大会での議論では、宣言の中で憲法9条改正反対の意思を明確にすべきだとの意見もあったが、賛成意見は、現時点においては改正反対が日弁連の会員の中で必ずしもコンセンサスになっていないことから、引き続き会員間で活発な議論を行い、将来日弁連としての意見表明ができるように活動が続けていくことが重要とした。

3. 名古屋高裁判決と9条世界会議

2008年4月、名古屋高等裁判所は、イラクの実情や航空自衛隊の活動の実態を詳細に検討した上、航空自衛隊のイラク派兵について憲法9条1項違反だと判断した。この訴訟は、市民個人が、わが国が戦争に加担することに反対して訴訟を提起したものであるが、名古屋高裁が、原告の思いを深く受け止めた上、平和的生存権についても、その裁判規範性と具体的権利性を明確に認めて、今後、市民が平和的生存権を根拠に自衛隊の活動を司法の場で問題にしうることを肯定したことの意義は大きい。

2008年5月には東京を中心に「9条世界会議」が開かれ、当日は会場には入りきれない程の市民が参加し、熱心な議論が行われた。

このように、憲法9条や平和的生存権を根拠に司法判断を求める活動が一定の成果を挙

1. 憲法と人権擁護のために

(1) 憲法9条を守るために

1. 憲法9条改正をめぐる政治状況

2007年5月憲法改正手続法は成立したが、その後の政局の混迷等から、2008年11月現在いまだ国会内に憲法審査会は設置されておらず、国会内では具体的な憲法改正に向けての動きは見られない。

しかし、政府与党は、在日米軍と自衛隊との関係強化を進め、米軍再編に協力したり、共同訓練を行ったりしている。また、自衛隊の海外派遣についても、テロ特措法の期限が

切れるや、新たに補給支援特措法を成立させて、海上自衛隊のインド洋上での給油活動を継続させている。

民主党は、補給支援法には反対するものの、将来的には自衛隊の海外活動を広く認める必要を論じ、派兵恒久法の検討を行っている。

憲法9条改正を必要とする根拠は、実質的には、アメリカとの同盟関係強化に向けて集団的自衛権の行使を可能にすることと、国際協調・国際貢献の名の下の自衛隊の海外派兵を可能にすることにあると言っており、憲法改正がなされなくても、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安倍元首相の設置した有識者会議)の報告に見られるよ

はじめに	1 p
1 憲法と人権擁護のために	1 p
(1) 憲法9条を守るために	1 p
(2) ワーキングプアをなくすために	2 p
(3) 消費者の権利を守るために	2 p
(4) 消費者庁の創設を	2 p
(5) 弁護士会の男女共同参画の実現のために	3 p
2 刑事司法と少年司法の改革に向けて	3 p
(1) 取調べの全過程可視化実現に向けて	3 p
(2) 国選付添人制度の拡大に向けて	3 p

目次

3 法曹人口問題とそれに伴う対策を	4 p
(1) 法曹人口(司法試験合格者数)問題について	4 p
(2) 法曹の質を維持するために	5 p
(3) 弁護士人口増と弁護士自治の堅持について	5 p
(4) 新しい時代の会内合意形成のあり方について	5 p
4 若年会員に対する研修・支援を	6 p
5 スタートする裁判員制度	7 p
6 多摩支部問題について	8 p

げ、また、憲法9条の持つ意義が世界的に評価される動きが広まっている現状もある。

4. 今後の活動について

我々弁護士は、憲法改正、とりわけ9条改正に向けた動きについて、何より基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする者として、厳しい目を持つことが必要である。憲法9条改正を肯定する論者の中には、現実と法規範との乖離現象を放置しておくのは、立憲主義の見地から好ましくないことを理由に挙げるものがあるが、一旦憲法で軍隊の存在を認めれば、それは国の統治機構や人権保障に大きな影響を及ぼすことになる。9条改正問題を論じるには、現在の自衛隊と正式な軍隊との違いを正確に認識すること、そして、現在の戦争や国際紛争がどのような実態を持つものかを正しく知ることが必要である。

そのために、我々は以下のような活動を行っていくことが必要であろう。

①委員会・会派活動等様々な場で憲法問題について活発な議論を行うこと

弁護士会としては、委員会への参加者を多くするためには、憲法委員会企画の講演会等についても研修として位置づけ、公益活動として認めることを考えることも必要である。

②日弁連や一弁・二弁等と協力して、市民向け講演会やシンポジウムを継続的に開くこと
市民への情報提供を積極的に行う必要がある。

③個々の会員が、様々な形で活動を継続すること

地域での学習会等を積極的に実施し、ネットワークを形成することも有意義である。

(2) ワーキングプアをなくすために

1. ワーキングプアは人権問題

わが国において、非正規雇用が急激に増え、2007年で35.55%（うち女性は55.2%）、過去5年間に初めて職に就いた者の43.8%が非正規雇用である。一方、年収200万以下が1000万人を越え、貧困が大きな社会問題となっている。特に、日雇い派遣・ネットカフェ難民に象徴されるワーキングプアがクローズアップされている。

貧困、特にワーキングプア拡大の要因は、第1には、経済のグローバル化の下、1995年の日経連の「新時代の『日本の経営』」以降、財界の非正規雇用化政策とこれを受けた国による労働分野の規制緩和にある。1985年に労働者派遣法が制定され、専門的な業種に限定していたものが、繰り返しの緩和で原則自由化され、パート、派遣など正規雇用から非正規雇用への置き換えが急速に進められた。第2の要因は、もともと脆弱な社会保障制度である上、構造改革の下で、雇用保険や児童扶養手当など社会保障費が次々と削られてきたことにある。

ワーキングプアの暮らしの実態は、泊まる場所もなくポケットには数百円のコインしかないなど、まさに生存にかかわるものであり、また、派遣労働者に代表されるように非

正規労働者は不安定で劣悪な労働条件での労働を強いられ、物扱いされるなど非人間的な扱いを受け、日常的に人権がふみにじられている。これらの実態は、放置しえないところまで来ており、派遣法と社会保障制度の抜本的な改善が不可欠である。

2. 弁護士のワーキングプアに関する取り組み

日弁連は、2006年の第49回人権大会(釧路)で貧困問題を取り上げ、生活保護問題を中心に検討して「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議」を採択した。その後も、日弁連として貧困問題に継続して取り組むために「生活保護問題緊急対策委員会」が設置され、2008年の第51回人権大会(富山)でも貧困の連鎖を断ち切るため、「労働と貧困 ワーキングプアへ人間らしく働き生活する権利の確立をめざして」のシンポを行い、労働者派遣法等の抜本的改正を盛り込んだ決議をあげた。

シンポに先立ち、日弁連が各単位の協力のもと非正規雇用と生活保護のホットラインや各単位のプレシンポを実施した。

このような取り組みを経て、貧困問題の解決のための取り組みの必要性は各単位のにおいても共通のものとなっている。日弁連は当面の最大の課題として労働者派遣法の改正のための国会要請等に力を入れ、今後、ワーキングプアの救済の取り組みを通して、生活保護や労働の相談活動を実践的に行うために新たに貧困問題対策委員会を設置した。

日弁連のワーキングプア、貧困に対する取り組みが大きく広がったのはもちろん単位の協力があるものであるが、今後、東京弁護士会としても日弁連と歩調を合わせ、法律や社会保障制度を研究し、改善提言を行うとともに、2007年4月からスタートした生活保護法律相談をさらに充実させ、非正規雇用に関する相談にも対応できる体制をつくる必要がある。そのために、東京弁護士会においても2007年4月に人権擁護委員会内に設置した格差問題部会を発展させ、「貧困問題対策委員会」の設置を関係委員会の意見を踏まえながら検討をすることも考えられる。

(3) 消費者の権利を守るために

1. 消費者問題をめぐる最近の動き

消費者問題をめぐっては、近時、抜本的な改正がなされている。

まず、多重債務問題の抜本的改正を期して、2006年「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布された。同改正法は、貸金業規制法・利息制限法・出資法等を改正するもので、みなし弁済制度(貸金業法43条)の廃止、出資法の上限金利を20%に引下げ(グレーゾーンの廃止)、総量規制(過剰貸付けの禁止)など抜本的改正をはかっている。このうち、「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に変更するなど一部の改正は2007年12月19日に施行されている。いわゆるグレーゾーンの廃止などの主たる改正は、公布から概ね3年

をめどに施行される。

また、訪問販売やクレジット取引についても、抜本的改正を期して、2008年「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」が成立し、同年6月18日に公布された。この改正法は、指定商品制の廃止、過量販売の解除、クレジット会社の加盟店に対する調査義務、加盟店が虚偽説明や過量販売を行った場合におけるクレジット契約の解約(既払い金返還請求を認める)などを認めている。同法は、公布日から1年6月以内に施行を予定している。

さらに、2006年の消費者契約法の改正により、同法に違反する事業者の不当な勧誘行為や、不当な契約条項の使用を差し止める権利(消費者団体訴権)が適格消費者団体に認められていたが、この改正も2007年6月7日より施行され、すでに消費者団体訴訟が提起されている。

加えて、近時は利殖・投機商品を巡るトラブルが多発しており、昨今の金融不安と連動し、今後ますますトラブルが増大していくおそれがある。

こうした中、2008年9月26日、大阪高裁が、大和都市管財国家賠償請求事件について、2007年6月6日に出された大阪地裁判決を維持し、再度、国の責任を認めた(確定)。大和都市管財等は、独立系の担当証券業者であったが、その破綻により、被害者1万7000名、被害総額1100億円という大被害を生じさせ、「第二の豊田商事事件」と称される詐欺被害を生んだものである。そして、経済的被害事件につき国賠償責任が認められたのは初めてであるところから、その意義は極めて大きいものがある。東京三弁護士会は、大和都市管財が破綻した直後の2001年4月、被害者説明会を開催して弁護団の立ち上げを支援している。

2. 消費者の権利擁護のための運動

上記のとおり、2009年には、貸金業規制法・利息制限法・出資法・特定商取引法・割賦販売法の抜本的改正が施行される。また、利殖・投機商品を巡るトラブルがますます多発するおそれがある。

こうした中で、東京弁護士会としては上記諸立法の抜本的改正に適切に対応できるよう会内研修を充実させることが重要である。あわせて、改正が形骸化しないよう監視を強めていくことも重要である。

また、利殖・投機商品を巡るトラブルの多発に機敏に対応し、従前とは異なる新たなトラブル(新たなだましのテクニックと良いう)に迅速に対処することが重要である。そのためには、消費者相談研修の充実、金融トラブル110番等の実施が必要である。加えて、大和都市管財事件を一例として、あらたな大規模消費者被害事件が生じた場合、弁護士会が率先して被害救済のための説明会や弁護団結成の呼びかけを行っていくことが求められる。

(4) 消費者庁の創設を

2008年は、度重なる食品偽装、輸入冷凍ギョウザの農薬混入、こんにゃくゼリーによる多数の死者、ガス湯沸かし器による一酸化炭

薬中毒など消費者被害が多発した。行政が十全に機能していない問題点が浮き彫りになり、縦割りバラバラ行政の一元化、産業保護育成省庁から離れた消費者庁創設へ向けての議論が急速に深まった。その動きは、2008年6月27日 有識者会議とりまとめ基本計画閣議決定、同年9月19日 消費者庁関連3法案を閣議決定(福田内閣)、同年9月29日 消費者庁関連3法案を国会へ提出(麻生内閣)、と進み、いよいよ国会審議へと舞台は移った。

今年は、国会審議をさらに尽くし、消費者庁の発足に向けて、組織面、予算面を充実させ、さらに地方における消費者行政の充実策も検討されなければならない。

日弁連は、20年前の人権擁護大会で消費者庁の創設を提言した、いわば、消費者庁の提案者である。弁護士会は、消費者庁の創設へ向けて、数々のシンポジウムや意見書の表明を重ねてきた。これからは、国会での審議を側面からリードし、一日も早い創設を勝ち取るとともに、それを前提とした弁護士の取り組みを強化し、中央、地方の消費者行政に多数の弁護士が関与していくことが求められている。消費者行政一元化元年を順調にスタートさせるための弁護士の新しい取り組みが必要である。

(5) 弁護士会の男女共同参画の実現のために

1. 弁護士会の男女共同参画に向けた動き

1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、あらゆる分野において、男女が性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められている。しかし、女性の社会進出の目安となる「世界におけるジェンダー指数」が、日本は2005年は58개국中、38位であり、女性の割合が国会議員18.2%、中央官庁課長以上1.7%、民間企業管理職10%等に現れているように、男性優位の意識や性別役割分担意識、慣行、その結果としての女性差別も根強く残り、職場、家庭、地域生活において男女平等が保障され、男女の均等な参加が実現されるまでの道は未だ遠いと言わざるを得ない。

弁護士会における男女共同参画は、基本的人権擁護と社会正義の実現をめざす組織でありながら、役員や委員会の男女比をみても弁護士会の政策決定プロセスや、委員会活動の中心は男性が担っているのが現実である。

この間、日弁連は、2002年5月に「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」を採択し、2007年4月に「男女共

同参画施策基本大綱」を制定し、男女共同参画推進対策本部を設置した。その後、単位弁護士会に広めるため1年かけて全国キャラバンを実施し、2008年5月には「男女共同参画の実現をめざす決議」を採択した。この間、2006年3月に、関弁連シンポ「司法における男女共同参画～その条件づくり」が行われた。単位会では第二東京弁護士会がすでに「男女共同参画行動計画」を採択し、女性割合の数値目標をかかげるなど先進的な取り組みをしている。

2. 東京弁護士会の取り組み

東京弁護士会の2008年の女性会員は15.8%である。若年会員でみると20～30%に達しており、今後もその割合はアップすることが予想される。しかし、これまで女性会長はおらず、女性副会長は6名、委員会の女性委員もごく少数である。

日弁連等の男女共同参画への取り組みを受けて、東京弁護士会においても、両性の平等委員会の提案により、2008年3月、「男女共同参画推進要綱」を制定、2008年度に男女共同参画推進本部が設置され、活動が開始された。

この準備段階で行われたアンケートによっても、女性弁護士は相変わらず就職差別に悩み、業務のうえでも会務の参加においてもさまざまな問題をかかえていることが明らかとなった。回答では、「役職者に女性を登用するためのポジティブアクションを導入する」「委員会は午前や昼の時間、研修会は夜の時間に」「託児所の設置の検討」「勤務弁護士が会務に参加できるように経営弁護士への啓蒙」「育児休業中の会費免除」などの意見や希望が寄せられている。

動き出した男女共同参画推進本部では、まず、上記女性弁護士のアンケート内容の分析を行い、同時に、各種委員会の女性委員に委員就任の経緯や委員就任後の活動とその中での問題点についてアンケート調査を行う、副会長経験者の女性弁護士との懇談会を開くなどの取り組みを実施することになっている。

今後、推進本部の取り組みを充実させ、実態調査等をもとに共同参画を妨げている要因を分析し、それを解消するための方策を検討し、そのための具体的な計画を立て、実行していくことが課題である。

ただ、男女共同参画は、推進本部の取り組みだけで実現することはできない。むしろ、男女共同参画の実現、その必要性、そのための方策について、男女を問わず弁護士一人ひとりが考え、率直に議論し、会内合意を形成していくことが最も重要である。緒についたばかりの男女共同参画実現に向けた取り組みを果すものにしていかなければならない。

2. 刑事司法と少年司法の改革に向けて

(1) 取調べの全過程可視化実現に向けて

検察庁は、2008年4月から、裁判員裁判対象事件で、自白調書を証拠調べ請求することが見込まれる事件を対象に、全地検と裁判員裁判対象事件を取り扱う支部で、取調べの一

解消にはならない。

捜査当局は、取調べの全過程の録画＝可視化の実現を阻むために取調べの一部録画の定着を図っているといえる。

弁護士・弁護士会は、可視化申入書の提出、被疑者ノートの活用、一部録画をしたDVDの開示請求と謄写等々、一部録画に対抗する弁護実践を現場で徹底して積み上げ、一部録画では任意性や信用性の問題解決にはならず、誤判を生み出すことを明かにしていかなければならない。

民主党提案の取調べの全過程可視化法案は参議院では可決されたが、衆議院で否決された。最終的には、国会情勢がどうなるかによって可視化が実現するかが決まるが、国会の情勢を変えるためにも、刑事弁護の現場での徹底した弁護実践が求められている。

裁判員裁判の実施とあわせて、取調べの全過程の可視化を勝ちとらねばならない。

(2) 国選付添人制度の拡大に向けて

少年事件の付添人活動は全国各地の弁護士によって、献身的に担われている。少年たちの多くは、家庭で虐待を受け、あるいは学校で疎外されるなど、どこにも居場所がなく、信頼できる大人に出会えないまま、非行に至っている。少年審判において、そのような少年を受容・理解した上で、少年に対して法的・社会的な援助をし、少年の成長・発達を支援する弁護士付添人の存在は、少年の更生にとって極めて重要である。しかし、非行を犯したとして家庭裁判所の審判に付される少年のうち観護措置決定により身体拘束される少年に弁護士である付添人が選任されたのは、約28%であり現在の付添人選任率はあまりにも低いと言わざるを得ない。

1. 被疑者国選制度の必要的弁護事件への拡大との関係

被疑者国選弁護制度は、2009年5月21日には長期3年を超える必要的弁護事件まで拡大される。しかし、国選付添人制度の対象事件は、重大事件に限定されているため、多くの事件では、捜査段階では弁護士が国選弁護人として活動をしていながら、家庭裁判所に送致をされると、その国選弁護人は国選付添人になれないとの不合理が顕在化する。このような事態を回避するためには、国選付添人の対象事件を、少なくとも観護措置決定により身体拘束された必要的弁護事件にまで拡大することが必要であるし、さらに、少年事件における弁護士付添人の役割の重要性に鑑みれば、観護措置決定により身体拘束された全ての事件にまで拡大した全面的な国選付添人制度の実現が必要である。

日弁連は、2008年12月の臨時総会で少年・刑事財政基金を創設して、少年保護事件付添援助制度の継続を決定し、身体拘束事件全件を対象とした国選付添人制度の実現を目指している。また、2009年1月の理事会で日弁連は全面的な国選付添人制度実現本部の設置を決定した。

部録画の本格的試行を実施している。

警察庁も、同年9月から裁判員裁判対象事件について、警視庁、大阪府警、神奈川県警、埼玉県警、千葉県警で、順次取調べの一部録画の試行をはじめている。

しかし、一部の録画では、所詮、録画されていない取調べは密室での取調べであり、違法、不当な取調べはチェックできず、冤罪の

2. 全国で取り組みが進む当番付添人制度

全面的国選付添人制度の実現までの間、観護措置決定により身体拘束された少年が弁護士への援助を受けることを可能にするためにも、また、全面的国選付添人制度実現の不可欠の要件である弁護士の対応能力を確保するため、全弁護士会で、当番付添人制度を導入する必要がある。

少年鑑別所は家裁本庁所在地に一箇所であることから、地方の弁護士会では、支部の事件の場合、少年と面会するための移動に長い時間を要し、地域によっては片道3時間もかかり、それだけで1日が終わってしまう例が報告されている。このような困難な中で、全弁護士会での当番付添人制度の実施への取り組みが進んでいる。

3. 東京の当番付添人制度運用の一層の改善

東京三会では、2004年10月(多摩支部では2005年4月)から身体拘束事件全件を対象とした当番付添人制度を実施し、全国をリードする役割を果たしてきた。しかし、当番付添人の派遣数や受任率は、当初の見込みを下回っている。家庭裁判所が少年に対する制度告

知をより分かりやすく丁寧にすることや、派遣された弁護士が原則として受任するような制度の工夫が必要である。

付添人研修の一層の充実化も必要である。弁護士付添人の数の増加が、活動の質的低下につながってはならない。付添人研修に多くの会員の参加が必要である。

4. 全国の牽引車としての東弁の役割

東京三会と東京家庭裁判所との協議が積み重ねられ、当番付添人制度や国選付添人制度の運用について東京家庭裁判所から積極的に付添人をつけるとの見解が表明されている。このような成果を全国の弁護士会に発信する必要がある。

また、国民の広い支持を得るため、弁護士付添人の重要性を訴える活動を強化する必要がある。マスコミへの働きかけ、市民シンポジウムや芝居(「もがれた翼」)などは重要な取り組みであり、一層充実させていく必要がある。さらに、国会議員への働きかけについての東京弁護士会の役割も大きい。

こうした活動を通して、東京弁護士会は全国の牽引車としての役割を果たして行くことが求められている。

3. 法曹人口問題とそれに伴う対策を

(1) 法曹人口(司法試験合格者数)問題について

1. 法曹人口増の論拠と問題点

(1) 司法制度改革推進計画(2002年3月19日閣議決定)により、平成22年ころには、新司法試験の合格者を3,000人程度にする方針にもとづく施策がおこなわれており、すでに司法試験合格者(新旧合計)は概ね2,200人程度にまでなっている。

この方針は、2001年6月の司法制度改革審議会意見書の「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、2010年ころには新司法試験の合格者数の年間300人達成を目指すべきである」、「このような法曹人口増加の経過により、おおむね2018年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる」という見解にもとづくものである。

意見書が法曹人口を増大すべきとする論拠は、「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、『法の支配』を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正(いわゆるゼロ・ワン地域の解消)の必要性、社会情勢や国民意識の変化を背景とする『国民の社会生活上の医師』としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。」というものである。

地方に限らず大都市においても、今なお、法律専門家の援助が必要な場合であっても、種

々のアクセス障害のため依頼できない実情もあることから見ても、弁護士増員を司法制度改革の重要な柱とするのは至極当然である。

しかし、このような法的需要に対応するため、年間3,000人程度の司法試験合格者(=法曹資格者)を生み出し、おおむね2018年ころまでには、実働法曹人口を5万人規模にしなければならない必要性やその規模の妥当性については明確ではない。このことは、国選被疑者弁護士制度や裁判員制度の実施を前提にしても大きく異なる。

むしろ、2008年3月の日弁連業務総合推進センター法的ニーズ・法曹人口調査検討プロジェクトチームの報告書によれば、現在において、審議会意見書が述べるような法的需要は顕在化しておらず、「現在における法的ニーズ・弁護士採用ニーズが今後5年間程度で飛躍的に増大していく見込みについては、なかなか認めることができない。ましてや、10年後の2018年(平成30年)において、現在の2倍に相当する5万人規模の弁護士人口を安定的に吸収しうるだけの法的ニーズを予測することは困難と言わざるを得ない。」と指摘されている。

(2) そもそも、今般の司法改革は、司法制度改革審議会意見書も述べるように「国民がより利用しやすい司法制度の実現」を目指すものである。すなわち、「自由と公正を核とする法が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようにする」との理念にもとづき、「司法制度を構成する諸々の仕組みとその担い手たる法曹の在り方をどのように改革しなければならないか」が問われるべき課題である。

法曹人口は、市民のための司法を実現する柱の一つであるが、それだけで司法へのアクセスが大きく進展するものではなく、司法利

用を援助・支援する制度的基盤の整備(法律扶助の拡充、権利保護保険の普及、提訴手数料の低額化、証拠収集手続の拡充など)も合わせて推進しなければ、「国民がより利用しやすい司法制度の実現」はできないのである。

また、身近で利用しやすい司法とするためには、弁護士の増員のみならず、裁判官、検察官についても、弁護士の増員と偏在の解消に対応して増員され、配置されなければならない。これも、司法の制度的基盤の整備の一つとして重要である。

現状は、司法試験合格者数の増加の速さと制度的基盤整備の進捗状況が、著しく乖離しており、そのことも、前述した市民的ニーズの顕在化の遅れの一因と考えられる。

(3) いずれにしても、2010年ころには、新司法試験の合格者を3,000人程度にするとした閣議決定は、これまでの弁護士会をはじめとする関係者の多大な努力をしてもなお実情にそぐわず、これにより種々の弊害が生じることも十分予測できるのであって、弁護士会として、その変更を求めていく必要がある。

2. 今後の司法試験合格者数について

将来のある時点における「適正な法曹人口」を結論づけることは不可能であるといえる。なぜなら、前提となるその時点における社会・経済状況や法の支配を実現するための法的紛争等の法的需要量や将来の弁護士の業務基盤の拡大の程度を定量的に予測することが困難であることに加え、「適正」であるかどうかについて大方の首肯しうる判断基準を定立することができないからである。

したがって、本年度以降の司法試験合格者数を何人程度とすることが「適正」であるかについて論じても、説得力は乏しいものとならざるをえない。

しかし、最近の司法試験合格者の増大とそれがほぼ弁護士人口だけの増大になっている実態と法曹人口増の前提として考えられていた司法基盤の整備が決定的に遅れているという実態からみれば、さらに、司法試験合格者数を増大させることは様々な矛盾を引き起こしかねず、そのことは、司法の利用者である国民にとっても好ましい結果とはならない。

弁護士会としては、司法試験合格者増員のペースダウンを求め、当面、2007、2008年度程度の合格者数とし、数年おきに法的ニーズや司法制度基盤の整備状況をはじめ、弁護士人口の「適正さ」を規定する諸要因を検討して、その都度、司法試験合格者数の増減について意見を述べるようにすべきである。

3. 弁護士会がなすべきこと

弁護士会は、市民に身近で利用しやすい司法を実現するために、受け身ではなく、より積極的かつ多面的に行動すべきである。特に、市民の法的ニーズを顕在化させるために不可欠な司法の制度的基盤整備の諸課題を進展させる数値目標を定め、具体的なアクション・プログラムを策定し、その実現に向けて、政府、国会、政党、マスコミ、市民に対し、広報と要請の運動を展開すべきである。

また、現在そしてこれからも引き続き引き受けることになる司法修習生に対する援助や

新規登録弁護士に対する研修や事件紹介などの支援策を実行しなければならない。

(2) 法曹の質を維持するために

司法試験合格者の急激な増加に伴い、法曹の質が低下することが懸念されている。

しかし、新しい法曹養成制度は、司法試験合格者の大幅増加に対し、その質を担保するための法曹専門教育機関として法科大学院を創設し、これを中核とするプロセスとしての法曹養成を理念としている。したがって、法曹の質の議論は法科大学院、司法試験、司法修習（さらには登録後の継続研修）の各段階において、その理念に照らした検討がなされるべきである。

1. 法科大学院

まず、2004年に開校した法科大学院は、全国的に配置・設立され、社会人・他学部出身者を含む多様な学生に対し、多くの弁護士教員を含む実務家教員と研究者教員が連携・協働して、旧来の法学教育の面目を一新する密度の高い法曹専門教育を行っている。

しかし、当初の想定を大幅に超える入学定員により司法試験合格率が低下し、そのことが法科大学院の教育自体に受験優先の弊害を一部にもたらしている。また、社会人や他学部出身の入学志願者が減少し、入学者全体の質の低下や法学未修者教育の困難化が進むおそれもある。

こうした事態に対し、文部科学省は、法科大学院入学者の質と多様性の確保、修了者の質の保証、教育体制の充実等について中教審で改善方策を取りまとめるとともに、法科大学院の定員の適正化にも着手しつつある。また、日弁連法務研究財団等による各法科大学院の認証評価結果も順次公表されている。

こうした文部科学省や認証評価機関の動きを注視しつつ、法科大学院教育の理念に沿った教育内容の充実をはかるとともに、教員数・教育体制に見合った入学定員の適正化を各弁護士会としても求めるべきである。

2. 司法試験

新司法試験はすでに3回実施されたが、試験自体はおおむね法科大学院の教育内容をふまえた、理論的かつ実践的な能力の判定に適切な問題だと評価されており、出題の趣旨等の情報も詳細に公開されている。しかし、他方、出題範囲と量の負担は重く、とりわけ短答式試験は旧試験の3科目に比べ7科目に増加し、法学未修者にとって重圧となっている。入学定員の適正化による競争緩和と併せ、試験自体についても、法科大学院教育に受験対策の歪みを生まないような適切な配慮が求められる。

なお、2011年から開始される司法試験予備試験については司法試験委員会での具体化の作業が進められているが、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由」で例外的に認められた受験資格であることをふまえ、その具体化と運用に当たっては法科大学院制度の趣旨を損なわないよう慎重に検討すべきである。

3. 司法修習

新司法修習については、二回試験の不合格者の増加と不合格答案の質がこの間問題にされたが、公表された最高裁の評価は新旧修習生に遜色はなく期待された成果を上げているとするのが基本であり、一部の問題点は法科大学院教育と修習とのミスマッチや修習期間の短縮、とりわけ前期修習の廃止に起因するところが大きい。

前期修習廃止に対する当面の措置として、新61期は1ヶ月間の導入研修を行ったが、新61期以降は導入研修なしで分野別実務修習が実施されている。これは法科大学院において前期修習に相当する実務導入教育が行われることを前提とした措置であるが、各法科大学院の実務導入教育の格差が大きいため、実務修習の円滑な実施に問題が生じている。これに対し、司法研修所では各教官を実務修習先に派遣して導入的研修を実施し、日弁連及び各弁護士会においても「冒頭修習」に取り組んでいるが、これらはごく短期間のものである。この問題については、法科大学院の実務導入教育を充実して一定の質を確保することが理念に沿った方向であり、そのためのコアカリキュラムの策定について各弁護士会が法科大学院の実務家教員と協力して提言を行うべきである。他方、当面の間、弁護実務修習を円滑に実施するために各弁護士会が「冒頭修習」を実施することは必要であり、引き続き司法研修所の実施する導入的研修と連携して、取組の工夫を重ねるべきである。

(3) 弁護士人口増と弁護士自治の堅持について

1. はじめに

弁護士人口の増加によっても、なお弁護士自治を堅持することは極めて重要な課題である。弁護士自治は、代言人制度であった頃からの長い歴史の中で先人達の努力の結果勝ち取られてきた制度である。この制度は、弁護士のためにだけあるのではない。弁護士の活動に対する国家権力の介入を排除し、国家権力を相手方とする事件についても弁護活動の自由を保障し、もって国民の基本的な人権を擁護することにある。

法曹人口を増加させる目的は、社会のすみずみまで法の支配を行き渡らせることにある。このことは国民の基本的な人権を擁護するための弁護士自治制度があつてこそ可能となるのであるから、弁護士の増員が自治を危うくするようなことがあってはならない。

2. 弁護士自治崩壊の要因

法曹人口の増加により弁護士自治を危うくする要因として、次の2点を指摘することができる。1つは弁護士会の内部的要因によって強制加入団体ではなくなることであり、2つは弁護士会の自治権に委ねておけないとして外的圧力によって剥奪されることである。

弁護士、弁護士会は、上記の2つの動きを引き起こす要因を排除していかなければならない。

3. 強制加入団体の堅持のために

弁護士自治の中核は、言うまでもなく、弁護士会が会員の懲戒権を持つことであり、そのためには弁護士会への強制加入が前提となっている。これが任意加入団体化すれば、弁護士自治は直ちに崩壊する。

弁護士人口が増加すれば当然弁護士会も巨大化していく。それによって弁護士会への帰属意識が薄れ、また、弁護士会もその魅力を失い、求心力を維持できなければ、「高い会費を支払ってまでなぜ加入していないのか」との内部からの疑問が生まれ、それが強制加入制度を崩壊させる要因になりかねない。

これを防止するためには、個々の弁護士が弁護士自治の重要性を認識し、あるいは弁護士会が研修によって認識させ、弁護士会に結集する意識を醸成することは当然必要であるが、何よりも、弁護士会が、弁護士にとって有益で魅力のある活動を行うことによって求心力を失わないことが重要である。

そのためには、まず若年会員に対する支援が必要である。詳細は別稿に譲るが、若年会員に対する研修を更に充実させ、OJTが不足しがちな若年会員の実務能力を向上させる等の必要がある。また、経済的にも、単に会費の減額にとどまらず、更に法律相談を充実させ、若年会員に相談を担当させ、事件を受任する機会を増加させるなどの努力が必要である。

また、全ての会員が弁護士会活動の重要性を再確認し、委員会活動を更に活性化させる必要がある。そして、若年会員の増加に伴い、委員会の定員を増やすなど、若年会員が興味のある委員会に積極的に参加しやすくする条件を整備する必要がある。

4. 外的圧力による剥奪を防止するために

弁護士会に自治権を与えることが適切でないと言われる理由の最大のは弁護士会の非行の増加だと考えられる。弁護士の非行や再犯が増加すれば、国民の弁護士・弁護士会に対する批判が強まり、それが自治権剥奪の要因となりかねない。

非行を防止するためには、現在行われている倫理研修を更に充実させることが考えられるが、それ以外にも非行を犯した会員に対しては特別の研修を行い、また一定期間弁護士会に業務報告をさせることなどが検討されるべきである。

また、市民窓口委員会に市民窓口相談の内容から非行が推測される場合の調査制度が設けられたが、それを積極的に活用して非行を未然に防止したり、会員サポート制度を充実させ、この制度を会員に周知させ、問題をかかえる会員が事前に相談しやすくする体制を整える必要もある。

(4) 新しい時代の会内合意形成のあり方について

1. はじめに

時代は大きく変わった。日弁連発足後半世紀以上もの時を隔て、会員数も飛躍的に増加

した現在、弁護士会の組織のあり方と会員の総意の集約方法には大きな見直しが求められている。

とかく組織の改革は時代の流れに遅れる。機能麻痺に陥ってからはじめて必要性が自覚されるのが常である。しかし、変化のスピードはかつてないものであり、先見性をもって改革を実現する必要がある。

2. 改革の必要性

改革を必要とする背景をあらためて整理すると、①会員が大幅に増えて、一人ひとりと弁護士会との距離が遠くなり、会員の総意が集約し難くなっていること。②多様化する価値観と業務形態、そして、困難さを増す業務状況を反映して、弁護士会に親しみと期待を持つ会員が減少し、全般的に、その活動やあり方に関する関心を喪失していること。③全員参加型、本人出席主義の会務運営が、これら背景事情のみならず、物理的にも不可能となっていることである。

このような大きな変化のなかで、東京弁護士会では、これまでのような総会、常議員会の形態による合意形成の手法は必ずしも有効に機能しているとは言えず、会内の民主主義は形骸化の傾向にある。

3. 抜本的な改革提言

そこで、考えられる新しい時代の東京弁護士会の組織論の一つを紹介したい。

(1) 現行の直接民主主義的な運営が有効に機能していないことから、新しい間接民主主義的な手法によって会内合意を形成することである。

合わせて、インターネットの普及による意見の流通を促進し、会員が自由に執行部等に意思を伝える方法も確立する。

(2) 間接民主主義的な手法は、一定数の母体から選出される議員による代議員制とす

る。

(3) 代議員の選出母体として、従来の会派とは別に200名から500名単位の、事務所所在地に基づく地域割りを原則とする公的団体を形成する。

(4) 司法修習を終えて登録する会員については、5年間に限り、同期をメンバーとする50名程度の団体に所属させ(研修所のクラスが形骸化し、同じ釜の意識が乏しいので、グループを作って同期の交流を深める意味もある)、自主的な活動の場を与えると同時に、若手の意見を会務に反映させるため代議員の選出母体とする。5年経過後は前記母体に属する。

4. 私たちの検討状況

期成会は、以前から「弁護士会将来構想委員会」のもとで、弁護士会の組織のあり方を検討してきた。公益活動の義務化はその一環であった。

いま、弁護士数の大幅な増加と、これに反比例する会務に対する関心の希薄化という時代状況を憂い、この問題に正面から取り組む必要性を痛感している。そこで、将来にわたって弁護士自治を維持発展させるための弁護士会の組織論を検討した。それは相互に顔が見える程度の会員数を基礎とした公的組織を発足させることである。それにより、会員間の交流が深まるとともに、その組織を全員で支えざるを得ない状況を通じて、自然と会務に対する関心を深め、これを分担する役割を自覚するようになるという道筋である。

その結果、東京弁護士会の合意形成は代議員制とならざるを得ないが、会務を担う責任を自覚する会員の増大こそが、弁護士自治の力になるとの確信に基づくものである。

私たちは、この新しい組織論の要綱を策定するに至っており、今後は東京弁護士会内で議論されることを期待する。

4. 若年会員に対する研修・支援を

1. はじめに

21世紀の司法を担う法曹に必要な資質の養成は、法曹資格取得後の継続教育をも視野に入れて検討されなければならない。ことに、新司法修習制度においては、修習期間も短縮され、その指導目標も「法曹としての基本的なスキルとマインド」に絞られており、個々の分野に固有の技術的・形式的事項等の習得については、法曹資格取得後の継続教育に委ねることが予定されている。このような点からも、新人弁護士をはじめとした若年会員に対する継続教育は極めて重要な課題である。

また、若年会員の間には、業務獲得に対する将来の不安も広がっており、弁護士会として若年会員に対する業務対策も重要となっている。

2. 新人弁護士の状況と研修の現状

60期から顕著になり始めている即時独立弁護士(即独)・自宅開業弁護士(宅弁)等の新人弁護士は、弁護士業務について、事務所内で先輩弁護士等からOJT教育を受ける機

会がなく、既存の法律事務所に入所した新人弁護士と比較すれば、法曹資格取得後の継続教育の面において不十分な環境にある。

現行の義務化された1年間の新人弁護士研修の中では、OJTに類する研修として、法律相談研修(クレサラ相談を含む)、刑事弁護研修(国選・当番)がある。法律相談研修は、指導担当弁護士と2名で相談にあたり、できる限り新人弁護士が主として相談を行い、指導担当弁護士がフォローすることを基本としている。クレサラ相談研修は、集合ガイダンスを経て、単独で相談を受け、具体的な事件を直受し、事件処理について指導担当弁護士が適宜質問に答えるフォロー体制を取っている。刑事弁護研修は、国選・当番いずれも集合研修を受けたうえで、新人が単独で事件処理を行う。刑事弁護委員会の指導担当委員が適宜フォロー体制をとり、具体的な質問に対する回答や指導を行うほか、グループ単位で事例検討会を行っている。いずれも法律相談センター運営委員会や刑事弁護委員会の指導担当弁護士の協力によりOJTに準じた指導がなされているが、指導者の負担は大きく、

また、国選・当番に関しては適切な事件が不足しており、弁護修習に必要な事件との競合も生じ、ひいては一般会員の事件受任にも影響を及ぼしてきているとの問題もある。

3. 新人弁護士に対する支援

弁護修習と新人弁護士研修は最も基本となる研修であり、何よりも優先して実施すべきである。刑事事件の担当優先順位は弁護修習→新人弁護士研修→一般会員への配点とせざるを得ない。

また、今後は、新人弁護士向けの実務基礎講座を研修センター運営委員会の研修として企画実行する必要がある。

4. 即独・宅弁に対する支援

即独・宅弁に対する対策は独自に検討する必要がある。今のところ、現実に何人の即独・宅弁が生ずるのかわからない点があり、また、そうした弁護士の置かれた業務実態等の具体的な状況を把握しなければ適切な対策を立てることはできないが、とりあえず現在の現実的な対応としては、即独等の業務に関して生ずる不安や疑問に対して迅速に指導・助言ができる体制を可能な範囲で作り上げることである。日弁連では、すでに2008年11月に即独や入所未定者を対象としたメールリストを発足させるとともに、12月には相談会を実施したが、東弁でも業務改革委員会の下に同様の対策をとることとなった。また、今後は、新入会員の同期全員を対象としたメールリスト登録を奨励し、同期の間で疑問や悩みを相談できる体制を作ることも必要である。

なお、東弁の対策の中には即独等への指導助言を担当する支援弁護士(チューター弁護士)制度も含まれているが、どこまで細かい指導助言が可能なのか不透明な点もある。希望者がいれば、期間(1年間)を定めて事務所を間借りする方法の業務形態(軒弁)を検討してもよい。そして、その間に、その弁護士は将来の方向を独立開業か、企業内弁護士か等も含めて考えてゆくようにすべきである。

5. 弁護士会が行うべき業務対策

弁護士人口が増大する中で、若年会員の間には業務獲得に対する将来への不安が広がっている。弁護士会としてもこれを重視することは許されず、若年会員に対する研修だけでなく業務対策も検討しなければならない。

具体的には、①業務へのアクセスポイントとしての法律相談場所等の一層の拡充である。既存のセンターの拡充、各自治体相談との連携、弁護士紹介制度の周知などが挙げられる。②弁護士会広報の充実(法律相談センターの広報だけでなく、弁護士業務そのものへの理解を深めることによる相談の増加)である。テレビCMまでいかになくとも、法律相談の窓口や相談すべき事項、弁護士の役割などの認知度を高めることである。③他土業の業務への拡張の援助も考えられる。周辺他土業の業務内容の研修だけでなく、他土業のビジネスモデルも研究して会員に提供できるようにする、などの対策を推進すべきである。

5、スタートする裁判員制度

5年の準備期間を経て、本年5月21日、裁判員制度がついにスタートする。これに先立って、制度導入の意義と、今後に向けた課題を確認しておく必要がある。

1. 裁判員制度導入はなぜ実現したか

弁護士会は、戦後、冤罪を防ぎ、被告人の権利を守るため、刑事裁判の在り方について提言を続けてきた。人質司法、それを深刻化させる代用監獄の廃止、自白調書に安易に依拠する調書裁判の問題性も指摘してきた。法曹一元化の提言、陪審制導入の提言等刑事裁判の改革に取り組み、直接主義、口頭主義、公判中心主義の重要性を訴え続けてきた。しかし、旧態依然とした裁判は変わらなかった。司法制度改革審議会の中で、裁判所側からは当初一顧だにされなかった市民参加制度は、しかし「市民による市民のための裁判の実現」という大義の中で、労働者・市民を代表する審議会委員の説得により、残念ながら陪審ではなかったが、参審との中間形態である新たな「裁判員制度」という形で実を結んだ。

2. 既に現れている制度導入の効果

裁判員に必要な以上に負担をかけないためには、比較的短期間に、法廷内で見て、耳で聞いて分かる審理を実現する必要がある。事前に争点等を整理して、法廷では集中した分かりやすい審理を行う。その準備のために、「証拠開示」が法定された。かねてからの課題であるこの証拠開示について、法律上の根拠に基づいて、弁護士が検察官に手持ち証拠の開示を請求することができるようになったのは画期的である。既に施行されているこの規定により、警察官の取調べメモも証拠開示の対象となる最高裁決定（2007年12月25日）が出され、検察官の取調べメモも開示対象となる判断も出された（2008年6月13日さいたま地裁決定）。この規定による証拠開示の範囲をいかに広げるか、今や弁護人の「腕の見せ所」となっている。

また、集中して分かりやすい審理が実現されるためには、法廷で取調べが完結する分かりやすい証拠調べの方式が必要となるが、裁判員に膨大な書面を読ませたり、任意性について冗長な証人尋問に付き合わせるわけにはいかない。必然的に、調書に依拠した立証はできず、証人尋問中心の証拠調べを行うことになる。すなわち、裁判員裁判を契機として調書裁判を克服することができるのである。

この分野においても、既に現場の刑事裁判で、先取的な変化が起きている。自白の任意性については、取調官を尋問して暴行等の事情が明らかにならない限り任意性が否定されることは滅多に無かった。しかし、「取り調べ状況の録画など客観的な証拠がない」として自白調書を不採用とした大阪地裁決定（2007年7月）が出された。また、全国で行われている裁判員模擬裁判でも、自白の任意性が否定される例が多く見られ、任意性に対する裁判所の考え方自体に、大きな変化が現れている。

検察庁及び警察庁は、一部ではあるが取調べの録画を開始している。「一部」では不十分ではあるが、これは全部録画の第一歩である。

さらに、公判前整理手続や集中審理に対応するためには、被告人と十分な打合せをする必要がある。そのために保釈を拡大する必要もある。その保釈率についても、近時上昇が見られ、ライブドア事件では、被告人が否認しているにもかかわらず公判前整理手続の段階で保釈が許可されていることは記憶に新しい。人質司法にも、現に変化が見られている。

このように、弁護士会が数十年にわたって取り組んできた課題が、裁判員制度導入を契機として望ましい方向に向かって進み始めていることを直視すべきである。

3. 当面の課題と解決の方向性

他方で、この制度は、弁護士会が望んでいた市民参加制度と刑事裁判の改革を完全に実現したものと言うことができないのも事実である。制度開始を目前に控えたこの時期、各地の弁護士会や政党から、問題点を指摘し、制度導入を延期すべきとの声も上がっている。

国民に多大な負担をかける、取調べの可視化が不十分、重大事件を短期間で審理するために真実解明が疎かにされる危険がある、裁判官の裁判員に対する「無罪推定原則」の説明が不十分ではないか、市民が重刑、特に死刑判決に関与することに対する負担や不安、守秘義務の負担が大きすぎるとの疑問等が当面の課題である。弁護士会の体制や国選弁護報酬が不十分であるとの指摘もある。少年逆送事件の審理のあり方をどうするか、早急に検討しなければならない課題である。

しかし、司法制度改革審議会の最終意見書以来、裁判員制度の実施に向けて弁護士・弁護士会をはじめ多くの関係者が準備を行い、前述のような刑事裁判の改善の兆しが見られる中で、制度実施を延期すれば、場合によっては期限の見えない延期につながり、市民参加の機会が閉ざされることにもなりかねない。指摘されている問題点の中には、弁護士や弁護士会の努力で克服できるもの、運用で改善できるものもある。中には立法措置が必要な問題点があるのも確かである。

これらの問題点をどのように克服していくか、その方向を見出すことが、今、重要である。その柱とされるべきものは、以下の通りである。

(1) 被告人の権利を守ることを第一に刑事手続において、弁護人は、なによりも被告人の権利を守ることを第一に考えなければならない。弁護士会の立場からすれば、市民参加による刑事裁判も、被告人のためになるからこそ導入されたはずであり、市民の負担軽減等の理由で被告人の防御権が害されることがあっては本末転倒である。

(2) 新たな法廷に向けた技術の習得を裁判員に適正な事実認定をしてもらい、適正な判断をしてもらうために、分かりやすい審理を実現しなければならない。そのための

弁護技術の習得は不可欠である。冒頭陳述や弁論で分かりやすい主張を行い、尋問主体の証拠調べに向けて、尋問技術も必要である。調書裁判を克服するには、証拠から書面を排除させなければならないが、書証に対しては徹底的に不同意の意見を述べていくことになる。耳で聞いて分かるように、専門用語を分かりやすくする必要もある。これまで全国で行われている模擬裁判の参加者から、これらの法廷技術に関して、弁護人の準備の遅れを指摘する声を聞く。

この新しい法廷に向けた技術習得に挑戦していくことが重要である。

(3) 積極的な意見を述べ運用改善の実現を裁判員裁判になると、短期審理を実現するために、拙速裁判になってしまうとの批判がある。しかし審理期間は、審理計画策定の際に、弁護人が慎重な証拠調べの必要性を指摘することにより、十分な審理期間を確保させるべきである。万一拙速になるような審理期間が提案されたら、それを甘受するか否かは、弁護人にかかることになる。

審理期間が比較的長期になり、ひいては市民である裁判員の負担が増すことになる。しかし、被告人の権利を守るという刑事裁判の本来の目的のためには、その負担を甘受してもらわざるを得ない。裁判員となる市民には、市民参加の意義だけでなく、刑事裁判そのものの意義について、理解を求める活動を行う必要がある。そのためには、この制度本来の、職業裁判官による裁判の限界を超える意義、民主主義の根本である司法への市民参加の意義を市民に伝えなければならない。

4. 3年後の見直しに向けて

(1) 裁判員法附則第9条は、裁判員法の施行3年後に「施行の状況について検討し、必要があると認めるときは、その役割に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする」と規定している。

現在、裁判員制度の課題について様々な指摘がなされている。

その中には、裁判員制度自体あるいは裁判員制度に密接に関連する刑事手続のあり方についての課題が含まれている。模擬裁判等を通じて明らかになった課題について、制度施行前から検討を重ね改善を目指すことは当然であるが、それに加えて、附則第9条が規定する施行3年後の検討において、これらの課題を取り上げることは必要不可欠である。これを見据えて、問題点克服にむけた事例の集積を行う必要がある。

(2) 検討課題

3年後の具体的な検討課題として、以下の点が挙げられる。

①裁判員の立場からすると、「見て聴いて分かる」審理が実現されているかどうか、評議において裁判官と対等な立場でのコミュニケーションができてきているかどうか。
②被告人の防御権の十分な保障という観点からみて、裁判員の負担軽減があまりに強調されすぎて必要な審理と評議時間が確保されていない弊害が生じていないかどうか、公判前

整理手続、特に証拠開示が適正に運用されているのかどうか、集中審理を行うための弁護活動を保障する条件整備ができたのかどうか。

ここで、最も懸念されるのは、公判前整理手続で提示しなかった争点・立証に関する立証制限の問題である。

③死刑・無期を含む事件を対象とする裁判員制度下で、裁判員は死刑・無期という人の生死・運命に関わる判断を多数決で強いられる。これは国民の負担感の最大の要因の一つとなっている。死刑か無期かの判断を多数決で迫ることによる弊害が顕われていないかどうか。

④裁判員制度下で、判断権者となる市民に、刑事裁判の鉄則である無罪推定原則が繰り返し徹底されなければ、「有罪推定」の刑事司法を根本的に転換することはできない。「無罪推定原則」や検察官の立証責任に関する説明が十分行われているかどうか。

(3) 検証機関の設置

裁判員制度は、国民の支持と理解を得て成り立つ制度であるから、検証に当たっても、幅広い立場の意見を聞くべきである。

このような観点から、日弁連は、2008年12月2日、政府に対し、法曹三者と有識者等か

らなる検討のための特別な機関設置を求めた。

なお、最高裁は、同年12月15日、制度運用上の問題点の検討などを行う「有識者懇談会」を設置することを発表した。

今後は、検証機関を設置し検証の対象事項、検証機関の構成、検証の方法などについて早期に詰めていくべきである。

5. おわりに

市民が裁判員となって、「よい経験をした」と感じてもらうことにより、裁判員制度が定着していけば、調審裁判や人質司法の克服に向けた流れは、より加速することは間違いない。任意性についての不毛な争いを回避するために捜査過程の全面可視化の実現も夢ではなく。刑事裁判を「絶望的」な状況に後戻りさせることはできない。繰り返すが、忘れてならないのは、刑事裁判は被告人のための制度であることであり、そのために裁判員に負担が生じることになってもやむを得ないこと、そのような刑事裁判制度が行われている社会こそが、真の「市民のための社会」であるということの理解を、弁護士会は訴えていかなければならない。

6. 多摩支部問題について

東京三会で運営する多摩支部は、現在、東京地裁八王子支部の立川移転に伴う支部会館の移転、2009年11月からはじまる支部修習、一弁の構想する町田公設事務所などに関し、解決すべき数多くの問題を抱えている。

1. 支部移転及び開設準備に伴う諸問題について

多摩支部には、現在、地裁八王子支部の近くに多摩支部会館があるが、地裁八王子支部が立川に移転・拡充されるのに伴って（名称は「東京地裁立川支部」となる）、支部会館も立川に移転される。新しい支部会館は、地裁立川支部からも、また地裁立川支部の最寄り駅である多摩モノレール「高松駅」からも近いアーバス立川高松駅前ビル内に構えることとなり、現在内装工事が行われ、2009年早々の完成が目指されている。

多摩支部は、既に登録会員数は868人（2008年版多摩支部会員名簿による）を数え、東京三会、大阪、名古屋、横浜に次ぐ陣容となり（ただし、多摩地区に事務所を有する会員は273名）、11の委員会と多数のワーキンググループなどが設置されている。さらに、後に述べるとおり2009年11月からは支部での司法修習もスタートするため、それに備える体制作りも進められている。

そのため、新しい支部会館も現在の八王子のもの以上に充実したものとすべく、大幅な面積の拡大などが実現される。

もっとも、拡充される支部会館を支えるのは多摩支部会員であるとともに、支部の事務局でもある。現在の八王子の支部事務局は三会合わせて5名の正職員（東弁2名、一弁2名、二弁1名）と3名の派遣職員がいるところ、この体制では新しく拡充される多摩支部の活動や支部会館の運営を賄いきれない。そ

のため、正職員の増員がどうしても必要である。また、正職員をサポートするために現在の派遣社員という雇用形態ではなく、パート職員を採用することも望まれる。多摩支部は、三会共同の運営をしてきており、事務局も三会がそれぞれ人を出しているという事情があるため三会の間での調整が必要である。

2. 支部修習の開始に向けて

2009年11月27日から、増員された司法修習生を東京全体で受け入れるために、多摩支部においても司法修習が開始される。多摩支部で修習をする修習生は年間24名とされている。

司法研修所からは、支部での司法修習への期待が寄せられているが、支部として修習生を受け入れるのは初めてであるため、裁判所支部や検察庁支部以上の努力が求められた。支部では司法修習委員会が設置され、修習生を受け入れる弁護士の目処がつくところまで来たが、さらに継続的に修習を行うために今後も努力が求められている。

東京三会は、支部修習の開始、今後の継続についての多摩支部の活動に、必要なサポートを行う必要がある。

3. 一弁町田公設事務所について

このほど、一弁が、東京都町田市に公設事務所を設置する構想があることを明らかにし、三会は「一弁町田公設事務所に関する覚書」に調印した。東京、特に多摩地域の司法アクセスを充実させるという点では、基本的に歓迎すべき構想である。

覚書では、開設予定の町田公設には一弁独自で運営する法律相談センターを併設し、そこに三会会員が法律相談に入ることが出来るものの、その相談枠は、東弁2：一弁3：二

弁1とされている。多摩地域では、従前から各単位会が独自に運営する法律相談センターはなく、すべての法律相談センターの運営は三会で共同して行われ、その負担、及び受益（相談枠の設定）は東弁2：一弁1：二弁1という割合が堅持されてきたことは異なるものである。今後、町田公設の運営と実績を見ながら、三会の運営にすることも視野に入れて再検討する余地がある。

4. 多摩地区での刑事弁護体制の確立

2009年5月からは、裁判員裁判がスタートし、また、被疑者国選の対象事件が大幅に拡大される。これにあわせ、多摩支部、特に刑事弁護協議会、国選21年問題プロジェクトチームが中心となって支部での裁判員裁判や被疑者国選にあたる弁護士の確保に悪戦苦闘を重ねている。

支部管内には、東京の総人口約1200万人の3分の1にあたる約400万人の人口に対応する刑事事件が係属する。その一方、東京三会の弁護士約1万2100人のうち、多摩支部会員は上記の通り868人であり、7%に過ぎない。このうち、多摩支部に事務所を置く弁護士となると、273人であり、2%となる。わずか2～7%の弁護士で、東京の総人口の3分の1に対応する公的刑事弁護を担うことは非常に困難である。

特に、被疑者国選の担い手の不足は顕著であり、このままでは被疑者国選に登録する弁護士は、年間6回以上の被疑者国選事件が配点されるといふ過大な負担に耐えなければならない。

東京三会は、多摩地区での刑事弁護、特に被疑者国選の体制作り、に必要なサポートを行う必要がある。

5. まとめ

多摩支部は、多摩地域の地元根付いた弁護士が誕生させた任意団体である「三多摩クラブ」から数え、既に50年もの歴史の上に立っている。もっとも、正式な弁護士会の支部となつてからは、支部としての位置づけゆえにさまざまな問題の解決に、本会（それも3つの本会）との調整を迫られ、多摩支部の意見が十分に反映されているとはいえない。

そのような状況のもと、多摩支部の抱える問題は数多いが、その問題をより深刻にしているのは、868名を数える支部会員のうち実際に弁護士会活動（支部活動）に参加している会員が、多摩地区に事務所を構える会員にほぼ限られているということである。本来であれば、多摩支部の運営は多摩地域で活動する会員が真に主体的に行うべきであるが、それができない現在、東弁本会として多摩支部の意向を出る限り尊重した支部運営が求められている。

以上

